

東北地方太平洋沖地震の被災者の方々に対する融資関係の特別取扱いについて

日本生命保険相互会社（社長：筒井義信）は、東北地方太平洋沖地震の被災者の方々を支援するため、下記のとおりに対応を実施することといたしました。

記

融資関係の特別取扱い

ニッセイ個人向け住宅融資（住宅ローン・アパートローン）について

原則、災害救助法適用地域（\*）で被災された方々で、既にニッセイ住宅ローン・アパートローンをご利用いただいているお客様を対象に、

- ・ご返済条件の変更等のご相談
- ・優遇金利による改築資金等の緊急融資のご相談

を下記にて承ります。

担当部署：個人融資管理課

電話番号：0120-934-426

携帯電話・PHSからは03-5533-9529をご利用ください。

<受付時間：9:00～17:00（土・日・祝日・12/31～1/3は除く）>

法人のお客様への融資について

原則、災害救助法適用地域（\*）で被災され、既に当社の融資をご利用いただいている法人のお客様を対象に、

- ・ご返済条件の変更等のご相談
- ・当社の短期貸付基準金利による緊急融資のご相談

を個別に承ります。

当社の融資担当者へお問い合わせ下さい。

（\*）平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震に係る災害救助法の適用地域。

<本件に関するお問い合わせ先>

日本生命保険相互会社

広報室 電話：03-5533-1032

本店広報室 電話：06-6209-4590

以上